

1954年7月25日

第三章 機械冷凍機器の選定法

四次

工場本部機械課技術課

自走式冷凍機選定課

直線冷凍機選定課

斜板式冷凍機選定課

直線船頭機選定課

斜板式船頭機選定課

斜板式首尾機選定課

斜板式船頭機選定課

（一）基本関係樹立問題

（1）わが方針は当初との問題に最も重きを置き、他の提案の妥結が延引する場合にあ、との条約の母は早朝に成立せしめて韓国との正式国交を開きたいとの見地から、両国間の外交関係樹立の核か

（2）両国は国連憲章の目的と原則に賛成、かつ善隣關係をもさわしい方法により友好的に協力すること

（3）通商、通業、その他の問題についてはその指導理念のみを盛込むこと

との方針にて簡單な条約案を提示した。

わが方がこの問題の考え方として、朝鮮の独立といき新しこ事態に即する将来の問題をとりあげて行こうとしたのに對し、

極秘

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

韓國獨立運動の日本關係が複雑である事実からその統一に平和的
的的性質を持たずでないかと主張」、

今後國社は本立國として敵視するなど
本立國を既大韓帝國との關係を結ぶたゞくとの宗旨又は國
籍立國であるが如

て日本側の「獨立運動の目的を眞に原則とせしゝ兩國間の
對立關係をもとめ方策」とよりか」の説明は不必要なるが
如

立國本立・運動・その他の幾案につては、それぞれの問題相
連の分科会の裁決をおりて、その案文中に挿入すべきことと
を内含とする提案を提出した。

かくして折衝の結果、韓國獨立運動の「日本の獨立を承認

する段々」は自發的行動回し、其の後アーヴィングは香港平和条約第十二条（平和条約第二本件第四条（領土規定）・第九条（通商規定）・第十一条（通商規定）の利益を受けることとの規定。）の利益を受ける事の条約中に規定するに止める。これが明記したが、「彼の才智と同余約の努力に因する点につきて」、〔これらの損失が如何本國と大陸民國との關係に於て勢力を有しなら〕「實を榮光の前文中に規定するとのわが方提案にも韓國領は納得せず、更に之の「固遠遠章云々」の辭句につけても依然としてそれを拒みた。

(2) その他の会談やとの問題の論議はさして頻繁に往復われなかつたが、双方とも簡単に交換をもつて速かに正式の外交關係を開くことなどとぞ意見の一致を見た。ただ、わが方からの案約をもつて國交規範を規定するに必要な事項のみを規定する點とどめんとしたに對し、美方は、案添付和解約第十二条をそのまま承認した上うな通商航海に關する事項をもこれに挿入する要ありとの見解をもらしていた。

(3) さうに昭和二十八年秋の会談の際韓國側はとの問題の分科委員会でも犯罪人引渡し問題をとりあげ（本会談、問題待遇分科委員会でも犯罪人引渡し協定締結の要を強調した）。韓國內で犯罪を犯し日本に逃亡してゐる者と国外犯たる在日韓人の二つを対象として國際法の原則に則つた双務的引渡協定を締

「ただの通商へ貿易」、通商關係の日本政府が行なう一規
のカテゴリーに該属する程田義人の國籍問題は國の公務
官上り、「君の立候合でよりあざる方長通商であるぞ別張」、
お過方の通商的見解にもかかねらず、西服の友好關係促進に
資するかの是難む事無くたゞや。統計の必取締を力説
したとせ後醍醐知れた。

(3) 日韓会談決裂後との問題について被照駕の動きがなかつたが
三十年初頭の谷・金会談の開始に随分、わが方は久保田義重、
財賀諸家権、池東、相日韓人の国難処遇、船舶返還等の諸問
題の原則的妥結とともに基本条約の起草に入り、經濟及學文
化の交流並びに特に兩國の共存扶桑を留意することとし、谷
大使は一月二十九日の第一回会談において「日韓併合條約を無
いものと考えるに異存なき旨を述べ、さらに諸懸案の解決方
針を説明した後、これら諸問題の解決をまつて修好条約を締
結し、經濟、文化、航逕、船舶等の規定をこれに入れる」と
としたく、これが共存扶桑の唯一の方法であり、わが方とし
て兄弟の独立完成に協力したの旨を述べた。金公使はこれに
賛意を表し、具体的に話して見たと感じたので、谷大使は

二月四日の第三回会談に参じて、日米韓共同宣言案をとある
日韓修交友好条約要旨をも譲り受けた。右条約要旨は、前
前文に續き、恒久の平和及び友好を期す（第一条）、「外交領
使館」領事官の派遣を規定した（第二条）ほか、通商、待遇
(第三条)、財政、請求権の処理（第四条）、通商、航海（第
五条）・商業（第六条）については、いずれも当該協定を締
結するためすみやかに交渉を開始するとともに内容をし
た簡単なものであった。金公使はこれに対し、諸懸案の解決
がである前に原則をさめる趣旨なりやとただし、諸懸案解決
の骨子をもとの条約と同時にきめておく上を希望しておいたが
その後会談の重點は日米韓共同宣言案の方に移され、修交友
好条約については具体的に討議されなくまことに終つた。

(5) もの後韓國側は日本会議再開の前提条件を掲げる場合に
時折との日韓供食米料金の大幅削減との相殺的の無効承認
要求を提出するをあつたが、三十年十二月貿易金産兵が李
大統領にあてた一文を新聞に發表したのに對し、李大統領の
書名は墨文の返書をこの處にされて居る。右書簡は韓國側送
來の主張を全面的にくりかえしたものであつたが、李大統領
はその中で、韓國側の日本に対する最小限の要求として、朝
鮮の標準、美術品、正貨準備金の返還と零用喫茶料の承認
のほかに、いわゆる日韓供食米料の被棄に當及しており、こ
の点に關する態度は依然變りなほことを示してゐた。

極
秘

〔財産請求権問題〕

朝鮮の独立に伴い、日韓兩國がそれぞれ相手國に有する財産及び相手國に対する請求項目をいかに処理するかは、平和条約第十四條(2)項により、日韓兩國政府の特別取極の主題とされることになつたが、その特別取極の内容については何等具体的に規定されておらず、韓國の場合同條(2)項の留保規定があるため、両國の主張は同項の法律的解釈をめぐり根本的に対立し、従来の日韓会談不調の原因はすべて本問題に端を発している。現在韓國は、日本が財産請求権を事前に放棄することが日韓会談再開の前提条件であるとの強硬態度をとつてゐる。

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

機密

日韓双方の主張は、平和条約四条④項の効力、具体的には在韓米軍政府が一九四五、年十二月六日付で発出し、在韓日本財産が米軍に帰属し所有されたとする趣旨の軍令第三十三号の法律解釈をめぐつて全く対立した。

(1) 韓国は、昭和二十七年の第一回会談の際、日本の韓国併合は不法行為であり、従つて日本統治期間中に繰かれた在韓日本財産はすべて非合法的に獲得されたものであり、全般的に没収されるものであるとの根拠に立ち、在韓日本財産は先ずこの軍令第三十三号によつて米軍に没収され、次いで一九四八年の米韓協定により韓国に移譲されたものであり、日本は対日平和条約第四条④項によつて右日本財産没収の効力を承認しているのであるから、在韓財産に対するその請求権は全く存在せず、従つて第四条④項にいう特別取扱の主題となるのは、韓国側の一方的刈日請求権のみであると主張した。

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

韓國側は右法律論述に基づき八項目の対日要求を提示したが同項目の中には、在日韓國文化財（古書籍、美術品、骨董等）、韓國地図原版及び地金銀の返還が含まれていたほか、軍令第三十三号が在韓日本財産の所有権のみならず、その支配権をも包括的に韓國の有に帰せしめたとの理由により、朝鮮銀行（注）等韓國に本社を置いていた法人の在日財産のいわゆる返還をも含めていた。

（注）韓國は朝鮮銀行の在日資産に對してはとくに關心を示しており、本年一月同資産の一部才入織入れの新聞報道につき直ちにわが方に申し入れてきたが、大藏省は現在同銀行が発券銀行であつたのに鑑み資産約六七億中より約四七億円を國庫に納付せしめる閉鎖機関令の一部改正法案を国会に提出中である。

(4) これに対し、日本側は第四条の項の「承認」は國際法上通常法と認められる処分のみを承認しているのであって、占領軍としての米軍は単に敵産管理者の立場にあつたに過ぎず、私有財産までを直接且つ包括的に没収するを得ないはずであるから、日本が軍令三十三号を認めていたのは本軍の敵産管理処分の行為を認めていたにとどまり、これ等財産が売買移転せられた場合にも、その財産の対価あるいは果実に對しては、原所有者たる日本人は依然として請求権を有するのであり、従つてわが方の在韓財産に対する請求権もまた日韓特別取締の主題となり得ると主張した。

(5) 平和条約草案にはなかつた四条の項が挿入され、これを在韓日本財産の沒収規定と解して日本側の对韓請求権の主張を討殺し得たと信じていた韓国は、わが方から前記の如き法律的見解が提示されたため衝撃を受け、わが方がそれを憲画しな

に限り討議の続行は不可能なりとする強硬立場に出で、具体的細目の討議に入ることを拒否して会談全般を中断のやむなきにいたしめた。

次で昭和二十八年の四月より七月までの会談においては、法律論を迂回し、双方より財産・請求権の項目について資料を提示し合い、本問題の実際的解決をはかることに合意され、韓国側よりいわゆる在日財産及び対日請求に關して具体的項目をあげ、三回にわたり照会越し、わが方も在韓日本財産の状況について照会を行つたが、實際には韓国側は平和条約第四条に関する米国務省書簡を示してわが方の对韓請求権を無視する態度に出たため、具体的進歩はみられなかつた。

本年十月の第三次日韓会談財産請求権問題分科委員会におけるわが方久保田代表の発言がきっかけとなり、会談の決裂となつた次第は別紙「久保田発言について」のとおりである。

貢金額はこれまで要求の総額に比して明確しておなじが、昭和二十八年四月十七日の会談の際、H-10・大モアールの形式をとりて、田園地ばかり、やや具体的に（一部には計算を入れ）別表のとおり（小時五三箇円（耕作時價格））要求項目を提示しておなじ。これに数字が記載されておなじ公社債（韓國債で此一〇五箇円としてある）及び朝鮮銀行等開銀銀團及外銀社の在日財産（大慶省の核算では約人〇箇円）を加算するとその額は二三七箇円となる。

韓國側提示項目及び金額（推定も含む）

昭和二八年四月一七月会談（単位円）

項 目	提 示 額
一 郵政省及び予金部関係	1051150000
A (1) 郵便為替手金韓國側受け取り勘定 （2）貸借決裁基準の日後ににおける韓國側受け取り勘定	1051150000
B 簡易生命保険関係受取金	1051150000
C 有価証券	1051150000
D 韓国人一法人も含む）所有の日本有価証券（公債、社債、株式、その他の証券）（但し韓國側出版物等による） ○償還	1051150000
E 日銀關係	1051150000
F 一、韓国内において交換回収して邊却せし（アコニタムサヤ0000000000） る日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算	1051150000

2. 戰爭終結直後朝鮮銀行の立替金

(1) 日本政府一般会計歲出國庫金

(2) 対日本銀行貸越金

四 引揚韓国人予託金

韓國人が日本及び日本占領地域より帰国
の際ににおける寄託通貨

五 韓海軍關係

太平洋戰爭中の韓國人戰傷者、戦没者（未
確定機数七四、八〇〇〇名）に対する弔慰金

注）名簿提出可能（南鮮のみ）

六 一 船被徵用者關係

一 徵用勞務者（申告者數一〇五、一五一
名）に対する諸未払金、弔慰金

七 死亡者 一一六〇三名

八 負傷者 約七〇〇〇名

(注)名簿提出可能の施設のみ

■保険準備金等

- 1、韓国人加入者に対する日本一丸生命保険会社の生命保険責任準備金
- 2、同未経過保険料核算
- 3、十三損害保険会社の未払保険金
- 4、四十三会社に対する朝鮮火災海上保険会社の再保険回収金

■非居住者手金

- (1)日本内銀行に対する個人手金
- (2)日本内銀行の発行せる送金券及び受け取られざる分

■在聯日本支店銀行手金

- 1、日本側在韓支店銀行の手金並びに清算手續し、その他の雜費代払金

■在關稅機關及び在外會社在日財產

1,000,000,000

十、その他在日財産

- (1) 日朝鮮總督府東京出張所資產一朝鮮總督府鐵道局員共產組合財產の管理状況賬会
- (2) 朝鮮樂學會維持財團在日財產の現況
- (3) 朝鮮漁業組合連合会中央会在日資產の返還
- (4) 田李王家財產韓國國有化に関する件通知

十一、その他在日債権

一九四九年四月三日

何これに對しわが方が韓國に對する請求権として大蔵省が試算しているところは次のとおりである。

一 在韓（企業及び個人）

財産額(注)	大日本ペーペー一六〇〇〇円
二 予金額關係	九四六一セダ〇〇〇円
三 郵政省關係	一七二三三九〇〇〇円
四 事業公債未償還額	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
五 鮮銀券	一七四〇〇〇〇〇〇〇円
計	一八八〇六四〇六〇〇〇〇円

(注)わが方調査による全鮮日本総財産は七〇億円と推定されるが、南鮮、北鮮の所在財産の割合を四対六と推定し、在南鮮(四〇%)総財産を算出し、更に朝鮮動乱による損失を六五%と見込み算出したものである。

（略）
平和条約の第四條は、米韓通商條約を來韓國與米國政府に勧告
された結果導入されたもので、該條項有する事等、（略）の第四條又開
する米國政府の見解は、昭和廿七年四月三十日具付在米韓國
大使より轉達（同）該項は日本側が承認せられた（及第アリソ
ノ大使が同廿九年一月十八日谷大使手交した文書に示さ
れセラム。

右該項若者在韓日本財團に於ける日本側諸衣糧是否認して
居る様では何様であるか、後者を察して此「前者がただ「日本
財團權が喪失」たれば日本側取締の権利は終りたるものである」
としめて之に該項を數節（同）韓國の對日請求を闡じ、平和条約
の起草者はかかる請求権が畢竟日本資本の帰属に上りてある理
由満足度を以て是明確にありたが故、平和條約中未規定である
ことは完全否認事項あるとは否分外法律論の分析を以てて其の理由
問題を日韓間の特別取締委員会のものであり、且韓特別取締の際

此一項固為我日請求於日本財政部所獲得者也。茲將上述之
上款所列之數額足為我公債者之以起算。其餘各項範圍之決定問題
則在於我國政府與日本政府之上。我國總理見解在說明之。特此佈

本問題とりどりと往來の會議にかけるが如く法律的論議を操作す
限り、それは直ちに久保田発言の再発となり、田舎な解決を期
待しがたゞ。かづわが方法論論述、日本子爵の韓國製の
賠償的請求を期するための防衛論であるが元來立論にも無理が
あるのを免れないので、米国務省の見解をまつまでもなく、
されば敵國である釋放あると考えられ、すでに毎年春の非公式會
談において谷大使より、韓國製の態度いかんでは請求権を放棄
しておる旨明瞭なるところであつた。

さうに前記米側見解に認通し、重光大臣は本年二月十五日、
アリンソン大使に手交せる書面にて、対韓請求権問題を韓
國側の在日財産に対する請求権問題と関連せしめて日韓交渉の
過程において実際的方法により解決する用意があり、また平和
条約第四条に關する日本一月十八日付米側見解が公正を
解決のための基礎たり得ると考える旨述べると共にあつた。

結局最も現実的な解決方法としては請求権を相互に放棄する
としてはないが、対韓請求権の放棄は直ちに国内補償問題を誘
発するところであり、従来は大蔵省からの要論もつて正式に
は請求権の放棄を提案する段階にはいたらなかつた。従つて対
韓請求権撤回の時期としては、在外財産問題基金についてある
程度の解決方針が決定した時期と考えられる。

ながら昭和二十八年十月の日韓会談の際、わが方久保田代表
から非公式見解として未払給与の上うなものについて支払う用
意ある旨を示して請求権の相互放棄を提案したが、韓国側は容
認しなかつたので、会談を妥結に導くためには、請求権の相互
放棄を原則とするが、韓国側に支払うべき特定の項目及び金額
につき先づ国内的に事前に充分かためおく必要があると認めら
れる。

一審年奉の非公式会談の際、大使より日本側よりある種のもの

本問題に遭遇する用事ある旨示したる事時大蔵省との事務折衝に當り、外務省側より本問題解決のための試案として次の(一)及び(二)を提出したる事があつた。

(一)日本側が支払うべき用意ある特定のものとして韓國側に提案する項目

①到揚韓国人の税關預り金

②軍人、軍属及び政府關係従事者に対する未払給与
③戰傷病戰没軍人、軍属に対する未弔慰金、年金
④一般従事労務者のうち負傷者、死者に対する弔慰金

⑤未払恩給

⑥閉鎖機關及び在外会社の整理財産のうち、韓国人名義で代
託され又将来供託されるもの

(二)左記項目について韓國側より要求ある場合には、韓國に渡
せる財産を相殺すべきものなる趣旨をもつて対処する。

(4) 雇佣賃金、振替賃金、簡易生命保険及び年金

(5) 在韓日本支店銀行預金

(6) 私營保險責任準備金

(7) 在韓日本面社、公團者の他 ● 对日債權

右外務省有提不_レ大株有_レ
在韓日本人勞務者に對する未払賃金をあげてきただ。

しかししながら右項目を合計する額金額的には四億円に達せず到底韓國側を満足せしめるとは思えないので此の支店銀との会談を妥結せしめるためにはさらにある程度の持出しを覚悟せねばならぬと考えられる。

1

卷之三

秘密指定解除 外交記録・情報公開室

極秘

于嘉靖二十年，邑人李衡、李衡弟始立祠焉。祠曰仁宗。

卷之三十一

立身與其後有無

金錢酒食之類，總在百餘金。酒食出於張良，金錢十數萬，皆

卷之三

我國農業技術推廣站要發揮更大的作用。

卷之三

及後一歲之無歲之歲也。不以爲奇。

◎ 異議論述◎ 俗文化研究◎ 俗文化研究

卷之三

卷之三

故人不以爲子也。故曰：「子之不孝，無比於人。」

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

其間過半數年，始得一子，名曰大器。生於嘉慶丙午年，歲次壬寅。

卷之三

上以爲子之子也。子之子固爲子矣。故曰：「子之子」

也。又曰：「子之子，則子也。」則子也者，則子也。

子也者，則子也。則子也者，則子也。

則子也者，則子也。則子也者，則子也。

則子也者，則子也。則子也者，則子也。

則子也者，則子也。則子也者，則子也。

則子也者，則子也。則子也者，則子也。

則子也者，則子也。則子也者，則子也。

則子也者，則子也。則子也者，則子也。

則子也者，則子也。則子也者，則子也。

日本海における漁業資源に対する漁業資源の持続的生産性を確
保するため必要な保存及び開発の措置を両国が共同して行う。
④それぞれの監視が任命する同様の委員をもつて構成される日
韓漁業共同委員会を設立する。

⑤委員会は西開拓民がともに利用する漁業資源の保存について、
必要な措置を政府に勧告する。

⑥委員会が勧告した保存措置又は開発措置を両国が受諾した場
合、兩國は夫々その措置を実行せねばならぬ。

⑦前記協定内容の外に左の諸点を考慮するものとする。
a) 設定区域では、十キロ漁業・漁船底曳漁業は特選屯数を越
えるものは禁止する。

⑧同じく漁網及び一本釣竿漁業は特選屯数を越えるものは禁止

される。

禁止区域は海岸から五海里を越えない
が、サバ釣りに利用される漁船は制限がある。

日西国は、前記措置につき、自國漁船に対する立法措置をとる。

しかし、米国側の立場を明らかに、韓国側は対案を示さない
ままの強硬反対をしたが、これ又実現するに至らなかつ
た。

昭和三十一年二月十五日、重光大臣は、米国側より示された
「禁漁規則」の調停案を了し、韓国側をもつて同規則を採り入れること
を条件として承諾する旨答詞をアリス・駐日米大使に渡し
判決したが、その上の議論を見ず今日行田へくる。

白朝鮮近海の漁業は大別して鮪、鰐等の逐魚漁業及びかれい、ぐら、鱈等の底魚漁業（底曳網及び木下トロ）の二種であり、これらを季スイノ内に漁業としてゐる。又漁期はそれぞれ六月十一月及び十月十日年五月を始盛期とする。

又漁業從事者は次のことなり。

サバのばね釣漁業

唐船漁業 二七〇隻 乗組員 九・六〇〇人

鮪漁業

唐船漁業 四五〇隻 乗組員 一〇・〇〇〇人

底曳漁業

唐船漁業 一・三〇隻 乗組員 一二・三〇〇人

このほかにさざぐら、捕鰐、さめ漁業が行われてゐる。

韓国船の李泰不が難定以来一九五六年四月末日までの、だ捕
漁船は一二三隻、同乗組員一、六八一人に上り、そのうち一
四隻、九十七人は帰還したが、日本本邦漁船一〇八隻、同乗
組員七〇二人（外に死亡二人）が未帰還となつてゐる。

さて、本件漁業問題は、韓国船のいわゆる「久保田暴言」「在韓諸夫婦問題」とは質的に相違があると見られ、韓国船
は李泰不難定当初は、その目的として漁業資源の保護をう
たゞ、「つゝ」韓国漁業そのものの保護となり、最近はスパイ
潜入防止、密輸取締りのための日韓間の平和親であると称し
てゐることなく、主張の一貫性を欠いてゐる次第であるので、
日韓双方の話合はに上りて妥協の余地はあると考えられる。

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

外
交
記
録

(4)

在日朝鮮人の国籍待遇問題

（本件は、平和条約の効力に伴い終戦前から引渡を日本に在住して
いた朝鮮人の国籍をめぐるその待遇をいかに扱うかの問題であり、
昭和二十六年秋の予備会談以来討議されてきた。）

わが方は、将来の韓国人に対する新たな待遇の問題はすべて
日韓通商航海条約締結の際、相互主義のもとに考慮することとし、
当面はこれまで日本人であつたこれら在日朝鮮人が乗越平和条約
の効力によつて日本国籍を喪失すべくことに伴い、不當にその利
益を侵害されないよう切替措置を講ずることだけを達成としてこ
の交渉を進めた結果、基本的な点につき次の通り大体の合意を成
るところにまで行つていた。

（韓国が終戦前から引渡を日本に居住する朝鮮人（以下在日朝鮮人

支那事務局長官署田風江泰志之太女穂原千名

向日本使在日華人に対して原則として永住許可を認めたる事

の日本は本件認定基準の「定期居留」出入居留者に付する。在日

華人之過去確難字及不滿難因之該難難者不付於本件行者

(2)日本使在日華人之子之實有上不滿卷財產相合處以十萬圓者當上
者本職業者之子也。其餘之一概外國人之該此以半數者當之あり
て是、特に本人一代限り此款を認めたる事

(3)日本は自由通風で華田千名在日華人に対する該種金額上不滿財產
搬出にて之に一定期間得利取扱會社の事

これが上を以ての議論の眞理が成る双方の見解は立派な方だと思
うだ。その點一處に問題がある。議論の過半強調に当つては議論側と議論する
側間で何年と文書上ではござり、日本側としては法人管会が自
身的立場用意した文書で、韓國側は如何相手議論を認めるかなどと考
察例は、必ずしも韓國議論としてたゞその見地から、半年以上は認め
られたるを主張してゐる。韓國議論在日韓人の過去議論であるだ
けでなく、日本議論からすれば四年以下で以前にからなつて
いた事だ。ただ二種の機会「朝日新聞」で韓國議論が論述
され、その際にも議論資料なりと眞面目に扱はれるが、韓國議論の本筋は
その過半議論なりと足りるに外れず、韓國議論の本筋の議論が論述
しては現れぬ事多かるが、現に現れても現れぬだけでは少られる人間であつたので、
入管令第廿四条に列挙されて立場説明強制の各事由現れて、協議

の連絡（これが最も重要）等なる連絡事務が本筋で、隣接地主連絡事務
認為た其の意味（連絡とするが）を定めたる方の命令が附送行
われて立派な連絡書としてある。隣接地主連絡の七井の立場から
草なる連絡通報書より其範囲を狭め、隣接地主同様して此圖を被
退去強制され奉連絡のたゞ上り文としより、下り連絡を示しておいた
者の他自由連絡事務に対し特別取扱は無限なる期間を何年とする
かの問題も起居用紙せず、また、その特別取扱の具体的内容を定
めるたゞ開港交換料が行わねばならぬ、それが未了のまま会
議は全般として中止となつた。

貴会議中細道後會議約二十七年五月、英國總督在華の實行者宋慶源
は、爾來在日華人の國籍未確定の理由として、顯然取扱い人並在日
華人刑事犯逃者の逃避の收入れを指名するの不施行を出たので、
之れに對し、首謀者より過去幾回に亘り大英國籍と應認を行ふこ
とは勿が國の自生權を擯するものと、その右方意見被採用された
内閣の文

上りて、昭和三十八年四月以降の会議に於ては、右が方は從來
の通例に拘束置かれどとの立場から、

今後日本人のうち英領民等と見做される人並、英國者、精神障礙
者、愚昧者にしては、それだけの理由で退去強制することは准々
然、入管令上その他の退去強制事由に該当する者は、特許國外
退去強制を自ら拒み得ず、英國領との事務交渉を要したるに止

會は日本人が誰も國籍を有する者と見られて居、それで國籍問題に關
與上の會議並行するに於て、國外大社の教會中華人民選者は十分
有効に點取られること。

筆者主張した如きは、それが如し中國無政府主義の日本人の問題の點に於
ては、中國通商銀行團總裁上級官員等の立場に於て、それ
等の問題及問題解決方法を未確定である」」との韓國總主教總
理大司司長は否認する。且韓國總主教は「韓國總主教總理が成
立せぬ所以、韓國には韓國總主教總理を設立出来ばれ。然だ
處處に之を以て、日本に於ける韓國大司司長として其職として
總教總理は除外される人間である。今や其總理は張大強制力の総會
議總理の上級問題の問題を解く」が各國大司司長の為めに總理の頭
初から見解を異にする事多寡である。總理の具體的過程は見らるまじ。

（略）なお、韓國側は、本件程日朝韓人の国籍待遇の問題に関連して、日本側の犯罪人引渡協定締結方を改次にわたつて示唆するところがあつたが、これには、在日韓人中の反政府分子のほか、終戦後韓国の情勢に堪え難ずしてわが國に密航し來り、特別在留許可を与えられる知名人をこれにより積極的に引取つて行こうとする底意のあることと詮釋せられた。

（略）韓國側はその後在日韓人刑事犯罪者については、日韓会談でその国籍待遇の問題が妥結するまでは一方的送還に感じられないとの態度をあくまで受けず、さらに、日本側がこれを大村に繼續要求しておることは不法であるとをしてその全面的釈放を要求するとともに、これが容れられざる限り、終戦後の密航者送還をも引取らぬと主張するに至り、昭和二十九年七月以降、これを強行

したため、韓國側が強制送還を全面的に停止し、大村の収容所は
過長の一途をたどつた。

昭和三十一年夏頃より、韓国側は李ナイン優犯のかどで韓国人が殺されたる日本漁夫の問題と在大村韓人の問題を関連せしめ、漁夫殺害犯罪者と相互釈放を示唆した。その後韓側が重ねられだが、韓国側はあくまで在大村殺害犯罪者の即時無条件全面釈放を要求し、結果來年三月末から四月初めにかけての慶光大臣と金公植との会談に至り、これが基礎的条件として三項目がとりまとめられた。しかし一方から、釈放の方針を認する事務的協議において、韓国側は在日韓人の地位に関するかねてからの原則論をむしかえし、彼らはその時の経緯にかんがみ特別の取扱をされるべきも難を承上せしまつた。

在日朝鮮人之外國人總數是大約四萬人左右。外國人數額五七万
人。六八二一時和三十十二月來現在。老的中二三九萬兩種類。
五一號被送歸國。這事二十七年九月也無視事。之後又
登報的在日朝鮮人被遣返（船）及船員。都是被遣返者。之後
被遣返者在日朝鮮人被遣返者。是被遣返者之餘。被遣返
者是船上者。以之。黑川公藏の海相之參議。反對之則謂公藏也。公
藏於此上折。請因歸國者之多。將其事委託於公藏。公藏去海相之副議
官問題之。之後。北之多の遺思に從り。公藏は海相に「遣去海相之副議
官問題を請矣。」と奏聞。北總督府奏准。是同年十二月。公藏は副議
官の海相保職を蒙る。之と並行して。故日本公使館の公民。亦奉之請定。
之半の海相保職を蒙る。之と並行して。故日本朝鮮人の公使館の問題
を解決する。別個に代理公使館が開設する用意を以て請願。之を

極秘

卷之三

中華人民共和國農業部農業科學研究所植物保護研究室
半翅目昆蟲調查組編著《中國農業科學》植物保護卷第四十一之
半翅目昆蟲調查報告

半翅目（同翅目）昆蟲調查工作，是由農業部植物保護研究室組織
在各級農業部門和農科院所的配合下，於一九五九年十月以來，由全國各級農業部門和農科院所聯合調查
開展的。在調查上，半翅目昆蟲被認為是“廣泛分布於中國大陸的
半翅目昆蟲調查報告

半翅目昆蟲調查報告，已經歷了兩年多時間。一九五九年五月，農業部
在半翅目昆蟲調查工作原則上，提出以下意見：半翅目昆蟲
半翅目昆蟲調查工作原則上，提出以下意見：半翅目昆蟲
半翅目昆蟲調查工作原則上，提出以下意見：半翅目昆蟲

新嘉坡之華人由明華戲院株式會社所屬之五輪團之新嘉坡

抑或亦此之謂乎？蓋其本源於心，近於象形者也。

同昭和二十九年一月の会談決裂後本件については別段の進展が見ら
れず、三十年初頭の谷・金会談の開始に際しても、我が方は銀
團監査のキギにより、かつ性質上財團請求権問題の一環と
してこれを解決することとし、一月二十九日の第一回谷・金会
談において答弁書より、該提案の解決方針を明らかにした中で、
該結論通りには從來の話で大体妥協に達したようになって
くるが如何と應じたところ、金公使は、日本側はものゝアの
事実を大變嫌いこととなりて居るが、この問題も具体的に話せ
ば困難はなく一朝即ち直答えていた。

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

卷之三

其子也。故其子之賢，則其父之賢也；其子之不肖，則其父之不肖也。故曰：「知子莫若父。」

昔者，齊景公問於晏嬰曰：「吾欲置相，於誰？」晏子對曰：「莫若公孫接。」景公曰：

「公孫接何如？」

晏子對曰：「公孫接，一朝之長也。」景公曰：「何謂？」晏子曰：「臣聞之，人君之

所好，人必從之；

人君

所惡，

人必

改之。

今公

好

公孫接，

人必

從

之。

晏子對曰：

「公孫接，

一朝之長也。」

景公曰：

「何謂？」

晏子曰：

「臣聞之，

人君之

所好，

人必

從

之。

晏子曰：「公好公孫接，人必從之。」

是知其固無也。反以爲有
者，則是直責其無也。愚人不知以無爲無，而以爲有，
亦猶尋蛇於草木，求虹於雨露，由來一念之私，不外乎
是。夫以無爲有，則事在妄執；以爲有，則事在妄認。
妄執妄認，皆非所宜。故曰：「執事不殆，」此謂得之于清虛，
失之于執持也。

（二）右に久保田発言とされているものは、十五日の審議会において長時間にわたる韓國側代表との間に交された久保田代表の発言を前後を考慮していざい一部のみとりあげ、かつ、一方的に歪曲したものである。すなわち、久保田代表の当日の発言を順を追つて要約し、韓国側の発言と対比して示せば次のとおりである。

（1）前記のよう韓國側が三十六年間の統治統治に対する賠償要求を云々し表に出し久保田代表は、「韓國側がそういう政治的な要求をされなかつたことは聲明であつたと思う。但にそのような要求がされたとしたならば、日本側としては、朝鮮において荒山を裸にしたこと、鉄道を敷いたこと、港湾を建設したこと、米田を造成したこと等の朝鮮経済を培養した事実を反対提案として提出し、韓國側の要求と相殺したであ

モラ」と答えたのである。すなはち、日本側の発れたくがかつた点たつは、明らかに朝鮮側本マニスの立場からすれば立てたので、日本側としてはやむを得ずアラスのことを述べたのである。これが韓國側のいきなりの真相である。

(2)ついで韓國側は政治問題について議論を深入りさせ、それは朝鮮人一律のためのものではなく警察政治であり、朝鮮における四十人の高官の選挙はことごとく暴力關係によつてなされたも同一あり、そうであればこそ大韓帝國に於いて連合國が朝鮮人を奴隸状態にあるとしたてはいけないと語りよつて應じ。ここでカイロ宣言が問題にされたわけであるがこれが韓國側のいきなりの項であるが、久保田代表の正確なる回答は一方日本は連合國が當時職命令の奴隸状態において居いたものであるから今となつては連合國はあるのようなどとは言わなかつたであろう」と一貫述べた上でであった。

國務院側は、好んで交渉平和条約第四条の項に關する日本側の
主張を無理難題の如くはなしと認明したところ、韓國側代表
は私有財産の不平等性より重要を侵す領土の問題にしてゐる
事相手約成立前は日本が同様を得ずして朝鮮を独立させた上
の事実とは、先例がなく六〇万の日本人が北朝半島に退去さ
せられたことと大差ない問題であるが、日本は高麗よりの大
量賠償問題に難色違反と考へて、私有財産のよりな小品
を問題の中心として國際法違反者云々するのかと詰めてしま
た。その結果、大英國代表は「日本の在韓私有財産が没収され
たり」などと抗議をされれば、大英政府のとつた措置は國
際法に合致しないとするが、反に、韓國側のやうな事に

日本は政府の財産は没収され、土地は「公有地」とされ、米田
が國賄法に適用され化粧土地となつた。日本側としては、老練な交
渉術と豊かな知識によるものだ。日本が韓國領の領事館の環
境を擴張するにあたるが、右の表の八種類が史上初めて日本領土
上に現れ、在韓首任政府の日本財産划分及び北洋艦隊に対する米田
田海等の見解、酒田勝蔵造船所長が在支那本部現地にて作成した文書が
交換されたが而して真相が明らかとなる。

同時に、韓國領は第二次世界大戦の戦後処理によっては根本
政治経済の自立能力、奴隸状態から解放する新たな新しく
理念が生じ、新韓大原則は前に私有財産の尊重として歩みを進
めたが、前田韓國領代表の発言中には「私有財産の尊重」が、『朝鮮の

獨立國としての確立を約言葉でいふと、日本は同種のもの以前
に独立してゐたが、日本は之れを名田監法違反といつてかゝ
る問題だ。之れに対する答文は英國領の外交官署であるが、
久保田代表は、三種の獨立は日本との關係に於ては英國連
邦組織の效力を發生したと見てゐるが、その前に獨立し
たと考へるのは、必ずしも合意がなされたとしても、英國
本島から思ひ出されるの措置である。上記の方答文は總じて各

同日本國前田輝朝代表公薨時之禮為甚好。韓國劉茲、終戰
將士皆日本人也。三十五人立櫓之頭制節以明韓女將送禮在北洋
之是役也。志士之死於敵者數十人。顯微法之原則。亦可謂以古名大指體
之矣。忠信立于上。以身立于下。日本與之亡不以。此女之國榮也。

連國事を盡す間もなく上質問しておたる之れが審議側のいき
勢の相長する直は、殊に久松良代の口論法一毫も以
占領軍の政略に付する所無く、別問題であり、國務院は反対
の立場を取らるゝ事無く、即ち上記の如きになつた。

その一部のみ書籍上げるなどは誤解を招くことを戒めながら、かならず複数の問題をもつておこなう。問題的お題目を討議して会議場を行方知らぬ者を始め、問題解決の結果を示す永久保田問題を含む他の全部を撤回してその弊害を認めると要述したが、既に述べた如く本件は、田舎会議場にて開催が生じるのは当然のことであるが、かかわらず、問題の問題を曲解して平田代理を見解の権限を剥奪した。権限剥奪は当然に然し、むが方の発言権を剥奪するが、限り最後の出席は不可能であると定めて選舉したため、会議は遂に決裂した。

卷之三

物の運搬が方から業者側に全般再開の為、本人を依頼した際、

相如沙翁久根田義吉は日本公使館の職員で、英國領事館に在勤。
會談再開に際してこの日本領事館の中に英國領事館の領事官を采行
は建議を盛り立てる。一月廿七日、路易二十九年二月初次取扱、
外相伊勢守桂子代表の個人的見解の御詫びを表明であるが、日本
政府の公式見解を表明したるては本件に付する上記の記述を
補充する所未だ日本間の了解を有する所の不一致を除く、英國領
事は本件に付する入札が成立とした趣で、英國領事のあり世人
は承認したのである。

専文にて又之等上に付する英國大使と英國大使の御公使
会議合意の結果に據れ、日本側が會議再開の事態を免難すべ
く戸頭の草案が日本間で検討され及後、久保田義吉が之にて
此前記の上に付すると大体同様の態で處理する事となつたので

たる、日本國の鐵道開拓の實業圖書の圖書編纂を許す、
而も讀書立體人材を育む。

是れに於て、明治二十九年五月廿一日、國外外務大臣は外人記
載會見の席上、「われは久保田義重公設專門學校と本校
の名を共用せば、其校を撤回する所用費を適當の額にて該國政府
より支拂ふ事あるが故に止む。専門學院は日本政府の
一方の教育機關と看作せよ」と答へられた。

専門學院の後大英は金全般の専門式教育機關、専大
他は「久保田義重公無事の之等先君及子の恩恵報答の旨透
入」、金公傳が日本領に於て之の御訓の形でその立場を明かに
されたりと理解した専門學院、それで讀書立體人材を育む。

但國民衆各大黨派之代表及大使之參閱及日滿兩國之對話等事項
全圖均解決矣。前此之立憲公派會議會長及秘書長、監視大臣以
三月十二日及二十四日之大使及日滿兩國代表會見於日本政府總理
官邸並於此上之半文紙上記載。其中之久保田清輔之文曰：「我
一再奉政府憲上一九五三年十月之行狀奉為最優之榮幸。在是之後
吾猶能安聞此無往不盡解以足為折衷之良策。」在是之後僅
未有事。未幾而國會上、英國代表團來美國會議大會及在國本
主席代表之建議上、各國人民的意見皆與廣泛地被聽取者也。故
之、即以日本政府所公佈見解為原則。大本之公報亦成在於此。然此
事據謂之「上上大功」也。

六
三月二十八日、滿洲大臣之金松健太郎、金松健太
子、金松健太郎之妻、江東子、金松健太郎之妻、江東子

國代表團全权大使及本領使臣，上此間特准允其在之，大定二十二日奉此照會，大臣等遵旨欽此。久保田喜助為公使，大臣等欽此。

卷之三

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

極
秘

(三) 本問題は、これまでの日露親会議の問題とは別個である。從來の方法では、日本は外務省と内閣の意見が衝突して来た。

英國は終戦以後米國に対し作戦方針を固め、又その結果に於ける影響を考慮する爲め、英國外相は、英國政府有為地主の日本側面問題を解決する問題を解消する所爲で、昭和二十年一月二十九日之の英支會議にて、日本側面問題を終結する事と、内江会議にて日本側面問題を終結として以て、日本外務省が英國外相の問題提起等の不滿を發揚せり。一方、竹島が問題的である事は明治日本領土である所以だといふ點を強調した事であつた。

(四) 本件は、英國領土問題が英國領土法を用意充実し、遂に大英帝国が抗議して来た事である。昭和十九年七月迄而已、その間は全

機械化して同様に新潟県を當駐せしめ、煙台、鐵道社、製鐵社など
の施設を継承し、國庫を実力で占拠するの勢已成る。

◎よつて我が方は、日本法行法に於して設置抗議書を一方、四年九
月二十五日付をもって本鐵等が國際司法裁判所に付託して平和
的か否最終的設備譲りはかると主張譲りしたが、該判決は十月二
十九日達れを相面し、その後烟台にて交渉を繼續改綴し、最
後、鐵道社新潟支店は現在新潟市内に設置を始めた事
にてなべ。

吾日韓兩國の国民感情を察り、本問題につきて現在何らかの妥協を
行うことは双方の本意也因難を察情にある。従つて、暫くの間
始方を不施行為終焉する抗議を重ね奉りと況よりわが方鐵道社の
保全、賃保全はかく從來の行き方を継承し、本題の措移を見合の

はかはなとせんざれど。

西春年初めの谷・金会談にはじまつて、竹島問題のために他の艦隊は
機動艦隊及び巡洋艦にまわにすることとし、全体の軍事行動を利用し
て東方方面艦隊の機動艦隊と、最初十日との見地から、その会談とは
別とするなどに合意され、とりあげられなかつた。

◎本日、午前は日本艦の現地で、往々日本が本題とおもふる事で、今後
一段落運営する所行を終り、トシカニ軍艦が撤退した時、海軍總帥の訓
令を大蔵省書類文書として記載せし。

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

極秘

財政部税關代辦部員職位

日露戰勝在籍米軍顧問は連合國最高顧問官に就けり三千才之。者又
ナサニエル派遣し、その東京の事務所は特に兩津赤井治郎が造られた朝
鮮人を雇用して精大本昭和二十三年八月に韓國顧問立した後、
二十四年三月擴闊より右事務所が基礎と本として、韓國顧問外交代
表部員被選考於此。その地位を今までのところは連合國最高顧問官
院アガーデン等上された事例で見る事にてはなり難事か少た。

第二十九年四月二十一日桑原平和久翁の發効に伴へ韓國外交代表部
員その地位を廢棄したこととなつたので、わが方係員職間違正規
の地位を有する韓國代表部を承認し、同代表部とその構成員に對
し、外國領事館及洋行領事館に歸屬せられてゐる之同一の特權を各

大、相互主導の二國の権威は、共同地位及乎等権を有する既報
日本代表部を承認し、したる事と定めし。同日その旨照会文を交換し
た。

（3）しかばながら、書面照会文にて、韓國總理、力井内閣代表権の設
置に關して示唆して文換公文案が相互交換せられとしていた事と
お據り、從來之様の開國體の駐日公使の事を存續せらる事の既
報を察して、韓國外交代表部の權成員をナムヘ連隊日本總領事
署れ密に大臣就任のための代表面見告辭、總領事として在れば代
表團の名前題以て一方的の存續をせしめり、外交機關に奉
えられたる地位及職務權者と於て認めたる者とナム代表案を示した結果
締が通るにしかし、本邦方としてはかかる一方的存續を認めたる事
より、本邦として相互主導を實か成るを得なかつたが、右の如

本邦國體の眞理。之れ、又斯事に明鏡の如也。而して我國政府
も京極公が御正使となつて來り、既矣。故而事精也。但其と次
段問題上として、東洋方の外國會設置なるは、大外因應事務等に於ける
事と本來的なる事無き也。然るに西洋國度の東方代理處等設
置して居るに比し、一千九百四十九年十二月、通商交渉委員長並日本國外
務省總理官より上申した所載「此の兩公が御正使御用事務等に於
ける事と本來的なる事無き也。」云々の如きの如く、本來的なる事無き也。
本來的なる事無き也。

(4) その後明治の休暇に成文して本国和平を希望する事と政府が實
城に復帰するに随し、我が代表部は既に改めて本國及諸外国使
館に、先方として本國にこれを拒否する理由が生じたと認めた
所で、一方として貴國的意見の開闢を政治上之めに促進
せよとして、日韓會議とは別個に昭和二十九年十月、京坡及び釜山
にて同十一月未吉明二代表部及び外賓共設置する意向を表すと公報
國側に通報した事、これに対し、韓國側は、現在の日韓問題をか
ぐる諸情勢等に由り、その設置のための適当な諸条件が未だ
具備されぬに至り、其上、增加する事無き回答して来た。上記でお
が方以、同年十二月五日て韓國側に対し、該韓日本代表部の設置
には相互立場以外に何等の條件なく、之れは既日韓國代表部の設
置によりて既に充たされると是を知れど外の事由は我が代表部設

國外四十名反對理由書成し本院に上呈する所、その参考方案與人共たる爲め開示はこれに對し何等の回答を許す事無と在く今日
未及んとする事

(5) 輸出代理店は現在大阪支店にて出張所を有する者、その總成員
は當初以上に與り、昭和二十七年一月迄十三名のもの迄古以來、
本年五月現在廿二名に增加してお是れ。されば輸出代理店在外貿易
の便益半数以上占めるとはわれて以本年六月外公館の少く輸國政
府は、輸出代理店として諸外国の在販公館との折衝、連絡をも行
おし得る。之が關係より大変な便益を有するものと思ひれどその果し
られる役割は輸出にとどまらず多様のがある事うである。